

施設マネジメント室（平成16年度 第8回）

日 時 平成16年10月27日（水） 午前11時06分～12時10分
場 所 事務局2階小会議室1
出席者 望月室長（事務局長）、樋口靖（外国語学部）、水野善文（外国語学部）、
西井涼子（アジア・アフリカ言語文化研究所）、宮城徹（留学生日本語教育センター）、
古谷施設課長、宮本施設課課長補佐 以上、 7名

前回議事要旨の確認 宮本補佐へ事前配布の有無の確認あり
会議室について12時以降の使用の予定があるため、12時までの期限付きとの説明あり

○審議

審議に先立ち、望月事務局長から、前回認められた「記念植樹」「芸術作品」の基準について、今月19日開催の役員会で一部修正のうえ了承された旨、報告があった。

また修正点（第4 表現の訂正、（3）学長が不適当を追加、記念植樹に感謝状追記）についても説明があった。

局長：資料2については前回示しているので、施設料金規定について審議をしたい、宮本補佐から説明を。

宮本：法人化に伴って前の規則を訂正する形で見直す形をとっている。

参考に国有財産規定等を添付してある。

局長：宮本さん、今日これははじめて？

宮本：はい、はじめて。前回、配ったのは防火管理規定（案）です。

局長：じゃあ、順番前後するけどそれから説明をしてください。

宮本：資料4 配布後、朱書きで若干修正あり。前の防火規定継承の形なので附則の追加あり。

P5 別表2 「共通」という表現の削除あり。その関係で部屋名称の追加（マーキング）あり。

別表3、4は変更なし。

局長：防火管理規定は法人化に伴って法人の語句が入る等であって基本は変更なし。これで了承していいですか？

宮城：前回指摘したP18のカンセリング室はもう無くなってます（ので削除を）

宮本：では、P18のカウンセリング室は削除してください（みんなへ）

局長：本学では防火訓練はやってない？

古谷：防災訓練はやっている。本当は年２回なんです。防火訓練はまだ規定がなくやっていない。

局長：ではこれで了承でいいですか？

宮本：では資料２、３へ戻って。

大きな変更点は「文部科学省」「国有財産」等の表現の削除による他の含めて統一化
「使用」を「利用」に変更。

局長：どうしますか、今回はじめてなので次回へするか、今日認めるか

水野：共用スペースとは関係ない？

局長：関係ない。外部の人が有償で借りる場合のことに。

局長：最小限の改正ということで今日了承ということで。
いろいろあればまた来年検討するということ。

宮本：資料３。本郷サテライトの規定を改正する形で。
別表としてＡＡ研、事務棟等を貸し出した場合の。
本郷サテライトとある箇所を施設利用規定としたのが主なもの。

宮城：今までは本郷サテライト以外なかったの？

局長：まったくなかったの？

宮本：（施設管理係長と）今までは会計の方の内規としてしか制定していなかったの？

局長：マルチメディアホールも今まで貸していたのでしょ？それについては？

古谷：今までの料金規定を示してもらわなければいきなり料金を示されても無理では？

宮城：貸し出すスペースはどうやって決めたのですか？
例えば、留日のガレリアとかはどういう対処で？

古谷：これは料金だけだけど、学内的にどこを貸し出す、貸し出さないというのが先。
今まで貸し出している場所（既存スペース）を暫定的に早急に認めて、それ以外は今後に。
２つ並べて併記しなくてはダメでは？

局長：近々貸してくれというところは来ているの？

宮本：はい

局長：早く決めないと安い料金でになるの

古谷：これは教育研究評議会や役員会にかけるの？

局長：あるところから抗議を受けて旧料金でいいと言ったことも。

古谷：そういう問題点を整理。料金については算出根拠をはっきりと。

樋口：起算の基準を明示していただくと、1㎡いくら、光熱水料がいくらという、そうだと合理的に判断しやすい。

西井：本郷は既に規定あり？

古谷：知的財産の方で策定して6月から。

西井：そのときの算出根拠がある？

局長：次回以降、場所及び料金根拠について

古谷：バック資料をみなさんに事前にまた流しますの。

宮本：宿舎規定。吉祥寺、保谷等。

外国人については学内規定があったが、職員宿舎についてはなかったのだからこちらは新規で。

古谷：国家公務員宿舎法というのが元になっているのか？

施設管理係長：文部科学省が作ったものが元に。

古谷：じゃあ、それ（元になる）をみんなに配らないと。

（コピーしに専門員が中座）

古谷：同じでないところを赤くした方がいい。

宮城：今までは国で決まっていたのを大学独自で決めなきゃいけない、ということ。基本的は同じ。

局長：入居の許可は今までは？

古谷：学長がやってる。

局長：それじゃあダメだろう。

施設管理係長から説明。

古谷：本学に選定委員とか

局長：競合したときに入れる、入れないとか。

施設管理係長：1部屋に対し、5名応募があった場合、今後決めていかないと。

局長：それもセットじゃあないと。作り方事態が違う。

水野：第9条に別に定めるとある。

外国人の先生の事例を出して説明あり。

局長：今後、一般の宿舎に入っちゃダメなの？

施設管理係長：今後、保谷とかにも入れるように作ってある。

局長：人任せのパターンは通用しない。

施設管理係長：特定外国人教師については借り上げ負担を見てきたりしたが、16年度で終了。

先生の言われたとおり、優先順位を定める。

局長：その選考の話をほんと真剣にやらないと。

古谷：他の大学の過去の事例について問題を説明あり

局長：選考、選定委員会は大変

樋口：保谷、滝野川は外国人教師にはきついのでは？

施設管理係長：他省庁の人もある雑居ビル状態で、草刈、共同生活等了承とかの問題がある。

樋口：毎年、選定してもらう必要も。

古谷：今後、他省庁の人をおくのかどうかも大きな問題。案でもいいからそのルールを作っておかないと。

局長：本学がマンション経営するわけね。

一代限り。

西井：借り手がいる、いないのどちら？

古谷：外大の場合、借り手がないのが問題。

古谷：共益費の問題。事業所は一切関係しない。場所によりバラバラ。

西井：法人化になったら新たに外大の持ち物になったので規定を決めなければいけない。

局長：もう特別に予算が来ない。

局長：なん部屋あったっけ？

施設管理係長：棟数、戸数等について説明あり。

局長：希望者覆いの？

施設管理係長：無い。

西井：客員の分がないの？

施設管理係長：はい。個人的には保谷、滝野川に入居させたいが・・・

樋口：不便で授業が多いので場所柄難しい。

古谷：地理的に不便。料金は安いが。

局長：今日これでは無理なので目を通してもらうことで。

別に定める、とあるのを至急作成するように施設管理係長へ指示あり。

樋口：参考に聞きたい。昔公務員は他省庁へ入居できたのは？

施設管理係長：4月以降、新規は無理。それ以外は一代限り。

西井：では他省庁のはガラガラじゃあないの？

施設管理係長：はい

この辺り、本題と若干外れたので省略あり

局長：では次回以降、別に定めると含めて検討ということで。

局長：点検評価シートのデータフォーマットについて補佐から説明を。

宮本：施設マネジメント室の基本計画等についての点検評価としている。

局長：これを埋めていくわけね。年度内に何らかの活動をして埋めていく必要があるわけ。
共用スペースうんぬん。埋まるのかね？

古谷：埋まります。先生方にご尽力いただいておりますので。
ひっかかるのは後ろの方に若干あるかと。（施設の点検評価、維持管理等）

局長：フォーマットについて点検評価室から意見はもらった？

古谷：高橋先生からはもらった

局長：うちからは無い？

古谷：はい

局長：修正箇所希望があればいいわけね。

古谷：はい。メールでもなんでも。

局長：いつまでだっけ？スケジュール（作業日程）もあればつかみやすいので送付して。

その他

古谷：前回、記念植樹及び芸術作品寄贈受入れについて学長へ話をあげたところ、
記念植樹はOBの方でまだ木の種類が未定なのもあり、まだ決まっていない。
芸術作品は価値や設置の安定性について確認しないと学長として受け入れないとあり、受入を
見合わせることにした。

宮城：一言意見を。
「学長が不適当」という一文を入れたというのはここで検討された訳ではなく役員会で。

局長：はい。

宮城：その辺の経緯はよく知りませんが、問題として、学長の美的判断で本学キャンパスデザインが左右されて
しまうこと。

また、前室長が、本マネジメント室が権限をもって民主的に決めていくということであったにも関わらず、
学長の裁量で全てが決まることになるのであればマネジメント室での検討の意義が薄れる。

今回の件も納得いかないところがあるがあくまで個人的に意見として。

芸術作品についてはまたチャンスを見て。

古谷：私自身も事務の不便だったと。事前の根回しが必要だったと。
多少の修正はあっても物事がひっくりかえるというのは。

宮城：製作者も施設課の指示をうけて安全面も評価しているんですが。

局長：学長から聞いた話では、今回の受入れの件について、事前に別ルートで話が学長まであってダメという判断をしていたと。
それが正しいとするとその話をもってきた人がどういう対応をしたか・・・

西井：あとでということでしたが、議事録にとどめておいてほしいので一言。
今日、共有スペースの審議をするとあったが次回にやるということですか？
（西井先生からの本日審議する予定で見送られた事項について質問あり。）

古谷：以前、先生と話した事情と異なってしまう件が発生したので今回かけるのを見送った。
事務的な手続きが1つ必要ということを言われている。事務の流れにきちんと沿って処理をと。
規定の見直しを事務的にあげ直してくれという。

西井：その前にこちらで既に見直してしまった？ということ

古谷：やってしまった。あくまで手続き上のことで仕切り直し。

西井：ここで審議した内容がパアになったわけではないと？

古谷：はい。
法人対応で事務処理をしてくれと言われた。
ここでの成案なったものを出さないというわけではない。
事務的なクッションを1つ飛ばしてしまっているの、決まった手続きを踏んでくれと。
先生と昨日話した後、いろいろそういう事情が絡んできてしまった。

西井：もう1つ。
施設MIへ既に出した。返却BOXの件を早急に。図書館に行ったら施設課言ってくれと。

古谷：図書館の運営の問題です。

西井：図書館からは施設を移動しなきゃいけないので施設の問題と。
では、こちらから図書館に言わなきゃいけないですか？

古谷：いえ、図書館の事務長へ施設課から話しておきます。

次回予定はまたメールで調整

12時10分終了

付記)

朱書き部分 10/27 宮城先生指摘による修正箇所